

# 運営規程

## こじか荘居宅介護支援事業所

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人ともえ会が開設するこじか荘居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)は、居宅において要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の主任介護支援専門員及び介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 こじか荘居宅介護支援事業所
  - (2) 所在地 広島県三次市吉舎町敷地10068番地5
- (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)  
管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。  
[ 所長 1名(常勤・特養、短期、通所の次長を兼務・同一敷地内の事業所の主任介護支援専門員を兼務) ]
- (2) 主任介護支援専門員 1名(常勤)・介護支援専門員 2名(常勤)  
主任介護支援専門員及び介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。  
[ 主任介護支援専門員 1名(常勤・同一敷地内の事業所の所長を兼務) ]

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### (事業の提供方法)

第6条 事業の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室 利用者の居宅
  - (2) 課題分析の実施 利用者の居宅 利用者及び家族に面接して行う。
  - (3) サービス担当者会議の開催場所 利用者の居宅
  - (4) 主任介護支援専門員及び介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回/月
- (事業の内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
  - (2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
  - (3) その他の便宜の提供
- (利用料その他の費用の額)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う事業に要した交通費は、通常事業の実施地域を越えた地点からその実費を受け取るものとする。ただし、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり30円を受け取るものとする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の実施地域)

第9条 事業所の通常の実施地域は、三次市の区域とする。

(苦情解決)

第10条 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出の求め等に応じるとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、主任介護支援専門員及び介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 三次市介護支援専門員連絡協議会の研修
- (2) 広島県、広島県社会福祉協議会及び広島県老人福祉施設連盟が開催する研修
- (3) その他の研修

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人ともえ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

( 2 ) 虐待の防止のための指針を整備する。

( 3 ) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

( 4 ) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

( 身体拘束の禁止 )

第13条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を禁止することとする。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

( 業務継続計画の策定等 )

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

( 変更 )

第15条 この規程を変更する場合は、理事会が決定する。

附則 この規程は、平成11年12月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成18年9月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成27年9月30日から施行する。

附則 この変更規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、令和8年4月1日から施行する。